

各室使用料のご案内（令和 7 年 4 月 1 日から適用）

区分	各室使用料		
	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
1 階			
第一会議室	1,050 円	1,050 円	1,050 円
2 階			
第一・二展示ホール	2,110 円	2,110 円	2,110 円
第一研修室	1,050 円	1,050 円	1,050 円
第二・三研修室	2,110 円	2,110 円	2,110 円
教養文化室	1,470 円	1,470 円	1,470 円
第二会議室	1,050 円	1,050 円	1,050 円
第三会議室	1,050 円	1,050 円	1,050 円
3 階			
特別会議室	1,840 円	1,840 円	1,840 円
着付教室	1,050 円	1,050 円	1,050 円
多目的ホール	8,440 円	8,440 円	8,440 円

各室使用料についての補足

- 1 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、上記の各室使用料の 2 倍の額となります。
- 2 興行を目的とする使用の場合は、上記の各室使用料の 5 倍の額となります。
- 3 酒類を伴う飲食のある使用の場合は、各室使用料（前 2 項の場合には、当該各項の規定による使用料）の 5 割増となります。ただし、10 円未満の端数金額が生じた場合は、その端数金額を切り捨てます。
- 4 暖房料及び冷房料は、上記の各室使用料に含まれております。

器具等の使用料につきまして

音響装置、ビデオプロジェクター、及びこれらに類するもの（持込みのものを含む。）	1 品目につき使用時間の区分ごとに 1,100 円
著しく電気、ガス及び水道を使用する場合	実費

お問い合わせ

酒田勤労者福祉センター 電話番号：0234-26-2644